平成２２年（フ）第４４号
福井県大飯郡高浜町和田第127号36番地１
債務者　松井香奈江（旧姓前田）
１　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２８３号
大津市唐崎２丁目10番14―301号　唐崎駅前第二団地
債務者　信田麻梨恵
１　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０９号
大津市島の関４番８号
債務者　小島　清子
１　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４９号
兵庫県赤穂市加里屋1747番地、従前の住所大阪府豊中市東豊中町４丁目７番25―203号
債務者　渡邊　麻紀
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４５８号
兵庫県姫路市打越700番地１
債務者　小林　礼子
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４６４号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町３―25―１―408、住民票上の住所兵庫県加古川市尾上町口里492番地の１　Mプラザ加古川参番館1203号
債務者　木元　義満
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４６９号
兵庫県姫路市飾東町塩崎892番地１　シティハイムマリノス２Ｆ201、従前の住所兵庫県姫路市飾東町庄229番地１
債務者　田淵　洋生
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４７１号
兵庫県姫路市山田町南山田1062番地
債務者　岩本　良一
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４７８号
兵庫県加古川市尾上町長田137番地の１　雇用促進住宅十王堂宿舎３―106号
債務者　下司　泰三
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４８６号
兵庫県加古郡稲美町国岡319番地の18
債務者　松本　弥生
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５０１号
兵庫県姫路市青山北３丁目21番２号　セジュール青山202号室、住民票上の住所兵庫県朝来市生野町栃原1072番地
債務者　麻田　朋典
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５２６号
兵庫県加古川市加古川町本町189番地の１　加古川リバーサイド407号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町長田45番地の７　エル・プラザ浜の宮北
債務者　春名　由美
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５４０号
兵庫県高砂市米田町米田925番地の２
債務者　富高　文子
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９７５号
広島市佐伯区皆賀１丁目３番26―402号
債務者　國廣　　守
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０００号
広島市南区東雲２丁目10番29号　第１東雲荘201号
債務者　百垣　浩三
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１７号
広島市東区尾長東２丁目７番19号
債務者　折口　光惠
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０９号
北九州市小倉南区上吉田３丁目23番10―201号
債務者　中村　正喜
１　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部